

通則

(月額料金の日割り)

- 1 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額で定める料金（ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める通信料の適用に係る月額料金については、この限りではありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日にソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス利用権等の譲渡があったとき。
 - (5) 料金月の起算日以外の日に料金額等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (6) 第42条（基本使用料等の支払い義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 7の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 2 1の第1号から第6号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第42条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 3 1の第7号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(料金等の臨時減免)

- 4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。
- 5 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法によりそのことを周知します。

(料金の計算方法等)

- 6 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額料金、通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
- 7 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、6に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、当社が別に定める期間を1の料金月として請求します。
- 8 当社は、通信料については、通信の種類にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 9に規定する料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日まで

に、まとめて支払っていただくことがあります。

- 12 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限り、)が5,000円(税込)に満たないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 14 第42条(基本使用料等の支払い義務)から第46条(工事費の支払い義務)その他この約款に規定する料金若しくは工事費の支払いを要するものとされている額は、この約款に規定する額(税抜価格(消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

ただし、税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)で料金を定めるものについては、この限りではありません。

- 14の2 当社は、この約款において税抜価格で料金を定めるときは、その額に消費税法第63条に基づき、税込価格をこの約款に併記することとし、括弧内に税込価格を規定するものとします。

- 14の3 14の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価格が異なる場合があります。

(端数処理)

- 15 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(電子データによる請求額の閲覧)

- 16 当社は、契約者回線に係るソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの請求額を、当社が設置した情報蓄積装置(請求額に係る電子データ等を蓄積するための電気通信設備をいいます。)に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

- 17 当社は、16の情報蓄積装置に電子データを登録したことをもって、契約者に請求額を通知したものと見なします。

(用語の定義)

- 18 この料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
3G通信サービスの契約者回線	3G通信サービスに係る契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
利用権	(E)データサービス利用権